

委員会提出議案第1号

秦野市議会傍聴規則の一部を改正することについて

秦野市議会傍聴規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月26日提出

秦野市議会議会運営委員会

委員長 今井 実

提案理由

全国市議会議長会による標準市議会傍聴規則の改正を踏まえ、傍聴席の秩序を維持し実情に即した傍聴環境を整備するため、改正するものであります。

秦野市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秦野市議会傍聴規則（昭和42秦野市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票（第1号様式）に記入しなければならない」を「傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 傍聴券の交付を受ける者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票（第1号様式）に記入しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の代表者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

第4条の見出し中「及び返還」を削り、同条第3項を削る。

第13条前段中「から第5条まで及び第7条」を「、第4条、第6条第1項、第7条及び第9条」に改め、同条後段中「委員会傍聴券（第4号様式）」を「委員会傍聴券（第5号様式）」に、「第5条」を「第7条」に、「第9条」を「第11条」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「速やかに」を「直ちに」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、同条中「映画、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をするとき、撮影等許可申請書（第3号様式）により議長の許可を得なければならない」を「の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、撮影等許可申請書（第4号様式）又は傍聴証の交付により議長の許可を得た者はこの限りでない。

第9条を第11条とする。

第8条第2号を削り、同条第1号中「表明」の次に「し、又は議場に現在する者に対して示威的行為を」を加え、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第8条第3号中「携帯電話機等の電源を切ること」を「携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること」に改め、同条を第10条とする。

第7条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第7条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(傍聴証の交付)

第5条 議長は、報道関係者及び秦野市職員で、特に必要があると認める者に対し、傍聴証(第3号様式)を交付する。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、その会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券等の返還)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、その会期が終わったときは、傍聴証を返還しなければならない。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

No.

議 会 傍 聴 券

秦野市議会議長

◎ この傍聴券は、退場の際、受付にご返却ください。

1 傍聴席では静粛にし、次の点にご注意ください。

- (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (2) 議場内にいる人に対し、示威的行為をしないでください。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切るか、音が出ない状態にしてください。
- (4) 飲食や喫煙はしないでください。
- (5) 議場の秩序を乱したり、会議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。

2 傍聴される方は、議長・係員の指示に従ってください。

3 会議終了後は、直ちに退場してください。

4 写真、動画等の撮影や録音を希望する方は、議会局にお申し込みください。

※ 議会の会議予定は、傍聴受付ロビーにおいて掲示及び配布しています。
また、筆記用具やお茶を用意してありますのでご利用ください。

第4号様式を次のように改める。

第5号様式（第15条関係）

No.	委 員 会 傍 聴 券	委員長
	秦野市議会	

◎ この傍聴券は、退場の際、議事政策課にご返却ください。

- 1 傍聴席では静粛にし、次の点にご注意ください。
 - (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 会議室内にいる人に対し、示威的行為をしないでください。
 - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切るか、音が出ない状態にしてください。
 - (4) 飲食や喫煙はしないでください。
 - (5) 会議の秩序を乱したり、審査や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。
- 2 傍聴される方は、委員長や係員の指示に従ってください。
- 3 会議終了後は、直ちに退場してください。
- 4 写真、動画等の撮影や録音を希望する方は、議事政策課にお申し込みください。

※ 委員会の会議予定は、議事政策課において掲示及び配布しています。

第4号様式を第5号様式とする。

第3号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第5条関係）

No.
傍 聴 証
（報道機関名等）
年 月 日 交付 秦 野 市 議 会

- ※ この傍聴証は、交付した年の会期を通じて使用できます。
- ※ 会期終了後は、議事政策課へ返却してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第1号 秦野市議会傍聴規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、<u>傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>傍聴券の交付を受ける者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票（第1号様式）に記入しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前項の代表者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。</u></p> <p>(傍聴券の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴証の交付)</p> <p>第5条 <u>議長は、報道関係者及び秦野市職員で、特に必要があると認める者に対し、傍聴証（第3号様式）を交付する。</u></p> <p>2 <u>傍聴証の交付を受けた者は、その会期を通じて傍聴することができる。</u></p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、<u>所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票（第1号様式）に記入しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴券の交付及び返還)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。</u></p>

(傍聴券等の返還)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、その会期が終わったときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第7条 (略)

(議場への入場禁止)

第8条 (略)

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) (略)

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) (略)

(傍聴人の定員)

第5条 (略)

(議場への入場禁止)

第6条 (略)

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) はち巻き、腕章の類を着用し、示威的行為をするおそれがあると認められる者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 録音機、カメラ、ビデオカメラの類を持っている者 (第9

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4)・(5) (略)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、撮影等許可申請書(第4号様式)又は傍聴証の交付により議長の許可を得た者はこの限り

条の規定により議長の許可を得た者を除く。)

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てないこと。

(3) 携帯電話機等の電源を切ること。

(4)・(5) (略)

(写真、映画、ビデオ等の撮影及び録音等の許可)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をするときは、撮影等許可申請書(第3号様式)により議長の許可を得なければならない。

でない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 (略)

(違反に対する処置)

第14条 (略)

(委員会の傍聴)

第15条 第3条、第4条、第6条第1項、第7条及び第9条から前条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第4条第1項中「議長」とあるのは「委員長」と、「議会傍聴券(第2号様式)」とあるのは「委員会傍聴券(第5号様式)」と、第7条中「62人とする。ただし、議長が必要と認める場合は、変更することができる。」とあるのは「委員長が会議運営に支障がないと認める範囲でその都度定める。」と、第11条及び前条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 (略)

(違反に対する処置)

第12条 (略)

(委員会の傍聴)

第13条 第3条から第5条まで及び第7条から前条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第4条第1項中「議長」とあるのは「委員長」と、「議会傍聴券(第2号様式)」とあるのは「委員会傍聴券(第4号様式)」と、第5条中「62人とする。ただし、議長が必要と認める場合は、変更することができる。」とあるのは「委員長が会議運営に支障がないと認める範囲でその都度定める。」と、第9条及び前条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第2号様式（第4条関係）

No. _____

議 会 傍 聴 券

秦野市議会議長

◎ この傍聴券は、退場の際、受付にご返却ください。

- 1 傍聴席では静粛にし、次の点にご注意ください。
 - (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 議場内にいる人に対し、示威的行為をしないでください。
 - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切るか、音が出ない状態にしてください。
 - (4) 飲食や喫煙はしないでください。
 - (5) 議場の秩序を乱したり、会議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。
- 2 傍聴される方は、議長・係員の指示に従ってください。
- 3 会議終了後は、直ちに退場してください。
- 4 写真、動画等の撮影や録音を希望する方は、議会局にお申し込みください。

※ 議会の会議予定は、傍聴受付ロビーにおいて掲示及び配布しています。また、筆記用具やお茶を用意してありますのでご利用ください。

第2号様式（第4条関係）

No. _____

議 会 傍 聴 券

秦野市議会議長

◎ この傍聴券は、退場の際受付にご返却ください。

- 1 傍聴中は、次の点にご注意ください。
 - (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) みだりに席を離れたり、騒ぎ立てたりしないでください。
 - (3) はち巻き、腕章の類を着用するなど、示威的行為をしないでください。
 - (4) 携帯電話の電源は切ってください。
 - (5) 飲食や喫煙はしないでください。
 - (6) 議場の秩序を乱したり、会議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。
- 2 傍聴される方は、議長・係員の指示に従ってください。
- 3 会議終了後は、直ちに退場してください。
- 4 写真、ビデオ等の撮影や録音を希望する方は、議会局にお申し込みください。

※ 議会の会議予定は、傍聴受付ロビーにおいて掲示及び配布しています。また、筆記用具やお茶を用意してありますのでご利用ください。

追加

第3号様式（第5条関係）

No. _____

傍 聴 証

（報道機関名等）

年 月 日 交付

秦 野 市 議 会

- ※ この傍聴証は、交付した年の会期を通じて使用できます。
- ※ 会期終了後は、議事政策課へ返却してください。

第4号様式(第11条関係)

撮 影 等 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)
秦野市議会議長

住 所
(団体名)
申 請 者
電 話 番 号

日 時	年 月 日 ()
会議内容	
種 別	撮 影 録 音 その他()
目 的	
撮影人数	
使用機材	
そ の 他 (撮影・録音 に当たり特記 事項等ありま したらご記入 下さい)	

第3号様式(第9条関係)

撮 影 等 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)
秦野市議会議長

住 所
(団体名)
申 請 者
電話番号

日 時	年 月 日 ()
会議内容	
種 別	撮 影 録 音 その他()
目 的	
撮影人数	
使用機材	
そ の 他 (撮影・録音 に当たり特記 事項等ありま したらご記入 下さい)	

第5号様式（第15条関係）

No. _____

委 員 会 傍 聴 券

秦野市議会 委員長

◎ この傍聴券は、退場の際、議事政策課にご返却ください。

1 傍聴席では静粛にし、次の点にご注意ください。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(2) 会議室内にいる人に対し、示威的行為をしないでください。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切るか、音が出ない状態にしてください。

(4) 飲食や喫煙はしないでください。

(5) 会議の秩序を乱したり、審査や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。

2 傍聴される方は、委員長や係員の指示に従ってください。

3 会議終了後は、直ちに退場してください。

4 写真、動画等の撮影や録音を希望する方は、議事政策課にお申し込みください。

※ 委員会の会議予定は、議事政策課において掲示及び配布しています。

第4号様式（第13条関係）

No. _____

委 員 会 傍 聴 券

秦野市議会

委員長

◎ この傍聴券は、退場の際、議事政策課にご返却ください。

1 傍聴中は、次の点にご注意ください。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(2) みだりに席を離れたり、騒ぎ立てたりしないでください。

(3) はち巻き、腕章の類を着用するなど、示威的行為をしないでください。

(4) 携帯電話の電源は切ってください。

(5) 飲食や喫煙はしないでください。

(6) 会議の秩序を乱したり、審査や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。

2 傍聴される方は、委員長や係員の指示に従ってください。

3 会議終了後は、直ちに退場してください。

4 写真、ビデオ等の撮影や録音を希望する方は、議事政策課にお申し込みください。

※ 委員会の会議予定は、議事政策課において掲示及び配布しています。